

高知県商工団体連合会 NO.1021(54-14)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosyoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース



学習を強め、署名・仲間増やしに踏み出そう

■年末増勢までの必要数(8月末現在)

	読者	会員	共済	婦人	青年
安芸	6	4	5	2	1
香美郡	20	5	13	5	2
南国	20	4	9	4	1
高知	34	7	16	3	3
仁淀川	達成中	達成中	6	2	1
須崎	3	2	2	4	1
中村	36	2	7	3	1
県連	112	17	52	17	3



秋の運動(9月～11月)がスタートしました。
班会・学習会で「インボイス制度」「憲法」の学習を深め、署名、仲間増やしに力を発揮しましょう。

とりわけ、インボイス制度実施まで1年となったこの時期、どんな対応が必要なのか、自らの事業や地域経済にどう影響するのか集まって話し合い、学び合い、実施延期の運動を強めることが緊急に求められています。

署名は、「消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願」と「憲法改悪を許さない全国署名」を、1会員10署名を目標に取り組みます。

仲間増やしは、商工新聞を前面に、12月末・年間増勢をめざします。また、共済拡大では、共済会員(民商会員本人の加入)を重点に、追求します。

会員みなさんの、運動への参加を呼びかけます。

はりまや橋交差点で 国葬反対の集会・デモ



東谷会長、高山常任理事も参加

高知憲法アクションの呼びかけで、9月3日(土)、はりまや橋交差点・四銀前で安倍元首相の「国葬」に反対する集会が開かれました。緊急の呼びかけにもかかわらず、約150人が参加。参加者は、「アベ国葬は許さない」「国葬は憲法違反」などのプラカードを手にアピール。その後、帯屋町アーケード街をサイレントデモしました。

免税業者 排除するな

インボイス学習会



インボイスが広い分野に影響を与えることを学んだ学習会(8月26日)

消費税のインボイス制度の基本を知る学習会が8月26日、高知市の民商會館で開かれました。県商工団体連合会、日本共産党県議団の共催。講師は牧啓輔・高知民商事務局長が務め、オンラインによる県下各地からの参加がありました。

10月開始が予定されているインボイス制度は小規模な免税事業者(売上年100万円以下)を取引から排除し、課税事業者にさせていくのが大きな狙いであり、一部事業者だけでなく多く

の事業者、消費者に関わる問題であることが指摘される一方、インボイス発行は義務ではなく、課税事業者にならない地域の免税事業者が取引から排除されることがない対応が求められることが強調されました。

また自治体、公営企業、指定管理者、学校給食等で仕入れる物品や食材に、インボイスを求め(免税事業者を排除)ないことは零細な農家など地場産業を守る観点からも重要であるにもかかわらず、多くの自治体で理解が進んでおらず方針も未確定であり、地域経済振興の角度から幅広い議論が求められていること、制度の理解が極めて不十分なかでの23年10月開始の中止を求める重要性が示されました。

(9/4 高知民報より転載)

いの町の生活再建・伴走型の 滞納整理の取組み②

3、多重債務者対策

多重債務者対策の大きな柱として、当課では日頃の納付相談を通じて滞納者の方の貸金業者への債務状況の聞き取りを行っています。

そして、貸金業者への借入及び返済が概ね5年以上の方については、当課より直接国税徴収法141条による調査権を行使し、取引履歴の開示請求を行い、開示された履歴を基に利息制限法による引き直し計算を行い、過払金がある場合には、ご本人に代わり当課で回収いたします(国税徴収法67条1項)。

これまでの実績としては、当課が設置される以前である平成22年度から現在まで30件、回収金額は約398万円となっています。

そのうち、滞納税(充当後、残余金は滞納者の方へ返金し、その後の生活再建への資金として役立てていただいております。

この取り組みのメリットとしては、滞納者の方の貸金業者への返済ストップによる生活困窮からの脱却及び納税環境の著しい改善にあるといえます。

しかも、借金がなくなることからその分を税金の支払いに充てることもできるようになり、生活面だけでなく精神面においても余裕を持った日常生活を送ることができるようになった事例も多々存在します。

もともと、ほぼ訴訟になるケースが多く、回収までに相当の時間を要することから、滞納者の方との緊密な連携が必要となってきます。

加えて、当課では過払金は発生していない場合でも滞納者の方に債務整理を行っていただくため、当課職員が弁護士事務所と同行し少しでも借金を圧縮し、生活の立て直しのお手伝いもさせていただいております。

ちなみに、令和3年度は2名の方を弁護士事務所へお願いし、債務圧縮することができました(弁護士費用は法テラス利用)。

ところで、過払金返還請求訴訟は、争点が多岐にわたっており、日頃の職員の知識修得が不可欠です。

そのため、当課では毎月1回課内研修会を実施し、過払金を中心とした訴訟技術習得に加え、社会福祉協議会の職員の方をお招きし、福祉等に関する知識の向上及び研鑽にも努めています。